

令和5年9月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目 次

報告第5号	令和4年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の 報告について……………	1
議案第59号	釜石市都市広場条例……………	2
議案第60号	釜石市防災会議条例の一部を改正する条例……………	3

令和4年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について

1 健全化判断比率の算定結果

	当市の比率	早期健全化基準 (当市の場合)	財政再生基準
実質赤字比率	－%	13.25%	20.00%
連結実質赤字比率	－%	18.25%	30.00%
実質公債費比率	12.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－%	350.0%	

上記のとおり、当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

- ※ 実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ※ 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率の算定結果

	水道事業 会計	公共下水道事業 会計	漁業集落排水事業 会計	魚市場事業 特別会計	経営健全化 基準
資金 不足比率	－%	－%	－%	－%	20.0%

上記のとおり、公営企業会計における資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要となっています。

- ※ 資金不足比率…資金の不足額の事業規模に対する比率
(資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額)
(事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額)

(担当：財政課)

議案第59号

釜石市都市広場条例

1 提案理由

都市広場の設置に関し必要な事項を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な制定内容

釜石市都市公園条例(昭和49年釜石市条例第25号)に規定する都市公園以外の公園及びそれに類する広場を設置し、その管理に必要な事項を定める。

(1) 都市広場の名称及び位置(第2条)

名称	位置
鈴子広場	釜石市鈴子町35番1
大町広場	釜石市大町一丁目地内
箱崎白浜公園	釜石市箱崎町第1地割地内
本郷公園	釜石市唐丹町字大曾根107番39
小白浜第1公園	釜石市唐丹町字小白浜427番30
小白浜第2公園	釜石市唐丹町字小白浜427番27
小白浜第3公園	釜石市唐丹町字小白浜地内
唐丹片岸公園	釜石市唐丹町字片岸地内

(2) 行為の禁止(第3条)

(3) 使用の許可、占用の許可(第4条、第5条)

(4) 監督処分(第6条)

(5) 使用料等、使用料等の減免、使用料等の還付(第7条、第8条、第9条)

(6) 原状回復の義務、損害賠償(第10条、第11条)

(7) 罰則(第12条)

(8) 委任(第13条)

3 施行期日

公布の日

(担当課：都市計画課)

議案第60号

釜石市防災会議条例の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市防災会議の委員構成の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 委員に「陸上自衛隊岩手駐屯地の自衛官」を加える。
- (2) その他所要の改正

3 施行期日

令和5年11月1日

(担当課：防災危機管理課)

